

法第 号

令和 年 月 日

納税地
法人名等
代氏
表者名

殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

指 定 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 却 下

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請

については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

(規格A4)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

申告期限の延長の特例の申請の 指定 却下 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の指定
却下
通知書」は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定
又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。
下記部分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数) 月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。